



大詰めを迎えるブレグジット交渉の行方

みずほ総合研究所 欧米調査部 上席主任エコノミスト 吉田 健一郎

英国の欧州連合(EU)離脱(ブレグジット)を巡る交渉が大詰めを迎えている。2018年11月14日、英国とEUは離脱に際しての条件を定めた離脱協定と離脱後の新協定の大枠を定めた政治宣言について交渉官レベルで合意に達した(以下、単に「離脱協定合意」とする)。11月25日にブリュッセルで開かれたEU臨時首脳会合で、EU27カ国の首脳も離脱協定合意を承認した。2019年3月29日を期日とする離脱協定の締結に向け残された手続きは、英下院での承認と欧州議会での同意となった。

英・EU間の離脱協定交渉の中で、最後まで意見が対立したのはアイルランド島の国境問題であった。これは、EU単一市場から出る英国が、英領北部アイルランドとアイルランド共和国の間に「ハード・ボーダー(物理国境)」が発生することを如何に回避するかという問題である。まだ始まっていない英・EU間の新協定の内容により解決方法が異なるため、現時点では、万が一に備えた「バックストップ(保証措置)」が離脱協定の中に盛り込まれることになった。ここで言う「万が一」とは、何の将来関係も合意されないまま、2020年12月末の移行期間が終了してしまう事態が想定されている。

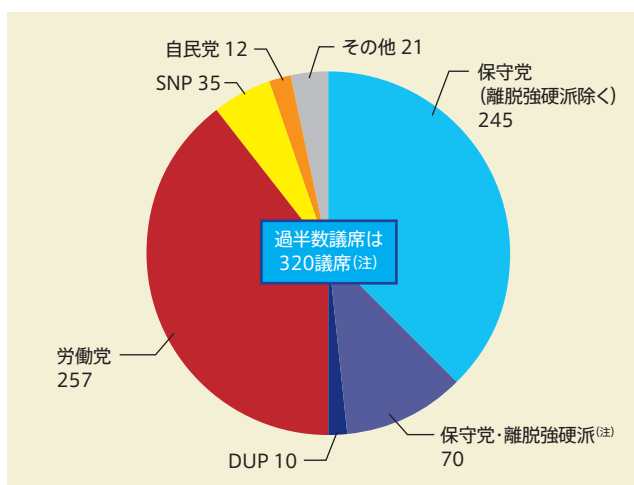
離脱協定合意では、バックストップとして英国全体がEU関税同盟にとどまる措置が盛り込まれた。また、英国が永久にEU関税同盟にとどまることを強いられるのではないかと英国内の批判に配慮し、一時的な性質のものであることが強調された。しかし、離脱協定合意では、一時的とはいえ期間は定められておらず、英国が一方的に関税同盟から離脱することも認められなかった。この点では英政府がEUに対して妥協しており、英国内のEU離脱強硬派の議員は強く反発している。

英政府とEUの間で合意に至った離脱協定であるが、前述のとおり正式な締結に向けては英下院と欧州議会での承認というハードルが残っている。このうち、後者については、今回の離脱協定合意に至るまで、欧州議会が交渉に深く関与しており、欧州議会が承認しない可能性は低いとみられている。

最大の難関は英下院での承認となろう。英政府がEUと合意に至った翌日には、ブレグジット交渉の中心にあったドミニク・ラーブEU離脱相が辞任を発表し、テリーザ・メイ政権内の意見相違の根深さが改めて浮き彫りとなった。閣僚以外でもメイ政権の交渉方針に納得していないEU離脱強硬派の与党議員が潜在的に70名近くはいるとみられ、離脱協定合意は、いまだ英下院で過半数の支持を得られていないとみるのが妥当だろう(図表1)。メイ首相は、これから英保守党内のEU離脱派議員を説得すると同時に、野党議員を説得する必要があるとみられるが、最大野党の労働党は今回の合意に反対する構えを見せている。

英下院での承認は、12月4日より休会と週末を挟んで5日間議論された後、12月11日に投票が行われることが決まった(図表2)。仮に離脱協定合意が下院で否決された場合、政府

図表1. 英下院の議席構成



(注) 保守党の離脱強硬派の数は報道等に基づく推計。全議席は650議席であるが、シンフェイン党(7議席)は登院しておらず、正副議長(4議席)は慣習上、通常は投票しないため、単純過半数議席は320議席となる。その他は、独立、シンフェイン、プライドカムリ、グリーン、議長。
(資料) 英下院より、みずほ総合研究所作成

は21日以内に今後の方針に関する声明文を発表し、それから7日以内に新方針に関する動議を提出しなければならない。一部の議員からは、もし仮に動議が否決された場合は、メイ首相は辞任するべきとの声が聞かれる。否決となれば英政局が流動化するだけでなく、離脱交渉決裂の懸念により金融市場の動揺が拡大する恐れがある。(執筆日 2018年11月27日)

図表2. 当面の予定

2018年	11月25日	EU臨時首脳会合	離脱協定合意がEU首脳により承認
	12月11日	英下院投票	離脱協定合意の承認を英下院が行うかどうか焦点
	12月13・14日	EU首脳会合	EU離脱協定合意が可能な最後の期限か
	12月20日	英下院クリスマス休暇入り	議会の閉会が延期されるという思惑があったが、院内幹事長が正式に否定
2019年	1月7日	英下院再開	離脱協定合意が修正された場合、内容を審議か？
	1月21日	英政府の意思決定期限	2018年EU離脱法の定めによる英政府の意思決定期限
	2月14日	英下院閉会	
	2月25日	英下院再開	英下院で離脱協定合意に関する投票を行える最後の期限か
	3月11日～14日	欧州議会本会議	離脱協定について審議される見込み。離脱協定合意は承認される公算大
	3月29日 (グリニッジ標準時23時)	EU離脱	英国がEUを離脱、離脱後の移行期間に入る予定

(資料) 英議会、EU、各種報道等により、みずほ総合研究所作成

英国のEU離脱への企業の備え ～危機対応とその先へ～

みずほ銀行 国際戦略情報部 参事役 鳥山 顕史



ブレグジットへの対策の必要性

英国の欧州連合(EU)離脱(ブレグジット)の行方は、英国世論および保守党内の意見分断を踏まえ、視界不良の状況が続いている。離脱協定が正式に締結されないままEUを離脱する「合意なき離脱」の可能性も、本稿入稿(2018年11月28日)時点では否定しきれない。離脱協定草案の担当者合意が報道された日にEUが発表したプレスリリースは、危機対応計画の準備に関するものであった。

英国の離脱日が近づいてくるなか、各企業も対応を迫られつつある。英主要経済団体の英産業連盟(CBI)が2018年10月に実施した調査では、不透明性が払拭されない限り、82%の企業が2018年中に危機対応計画を発動すると回答した。その後も議会承認取得の難航予想を背景に、一部の英国企業が在庫確保等の危機対応を開始したと報道されている。

不確実性が高い状況下、対応を検討せずに「様子見」を決め込む日系企業もあるが、実務の観点ではコストとリスクのバランスを踏まえて対応要否を決定すべきと考える。少し突飛な表現ながら、迷走するブレグジットへの対応は上陸が予想される台風への対策に似た側面がある。進路予測は困難であるものの、直撃時の影響が甚大ならば、各企業は事業の継続性確保のための準備が必要となる。準備段階を、「リスク分析」、「対策立案」と「対応計画の実行」に分けるならば、様子見はリスク分析後の選択肢であるべきだろう。現時点で自社が被る潜在的な影響に関する分析が終わっていない企業は、早急な検討着手が推奨される。

合意なき離脱の場合の影響

各企業にとり喫緊の課題は、合意なき離脱を視野に入れた対応である。この場合、2019年3月29日(グリニッジ標準時23時)に英国はEUにとり第三国の位置づけとなり、在英企業の事業環境が激変する。マクロ経済や為替相場への影響については各種試算が発表されているが、本稿ではそれ以外のビジネスへの影響に関し、①合意なき離脱が直接的に引き起こす変化と②具体的な影響分野の2つの視点で記載したい。

まず、①は図表1のとおり4つの観点でまとめることができる。離脱によりEU域内とのさまざまな移動の自由を英国は喪失するが、特に規制面では、「英国発行の許認可等の無効化」と「EU事業者要件」は、EU域内で事業を行う際に重大な影響を及ぼす可能性がある。最悪の場合、EU向け事業の停止や自社の取扱製品が販売できなくなる点に留意が必要であろう。

図表1. 合意なき離脱による直接的な環境変化

要因	内容
EUとの移動の自由の喪失	EU域内で認められている移動の自由(モノ・サービス・資本・ヒト)を英国は離脱により喪失
英国発行の許認可等の無効化	EU加盟国として英国の当局等が発行した許認可や安全証明等は、離脱後にEU域内で無効化
EU事業者要件への抵触	安全な製品販売・流通等のために域内に設置義務のある特定の登録業者や代理人等は「EU事業者」が要件となっており、離脱後の英国法人は当該要件を未充足となる
EUが締結した協定等の適用停止	離脱後の英国は、EUが締結主体の協定の適用対象外となる(例:日EU経済連携協定)

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成

②の具体的な影響分野は、英国政府やEUによる注意喚起文書において細かく記載されているが、在英日系企業にとり重要な領域として、図表2のような例があげられる。

一般的に関税に注意が払われることが多いが、物流の混乱やEU規制非適合となるリスクにも留意が必要である。トラックの通関手続が1分長くなると、16kmの渋滞が発生するとの試算結果もある。対応として、原材料や製品の調達・販売ができなくなった場合に自社が受ける影響につき、契約上の責任を含めて確認しておくことが望ましい。在庫確保等、サプライチェーン全体で対策を要請する動きもある。また、規制の適合性証明(CEマーク等)や化学品登録等に対する英国法人の関与等、自社の規制遵守体制は、優先的なチェック事項となる。

図表2. 合意なき離脱による在英日系企業のビジネスへの影響分野の例

影響分野	ビジネスへの影響例	対応/確認事項例
輸出入 通関 関税	通関手続/物流の混乱 関税コスト 上昇	✓ 重要取引先の対応確認 ✓ 代替手段の検討/在庫確保 ✓ 影響試算と契約内容確認
規格/共通化規制 CEマーク等 化学品 医薬品 医療機器 自動車型式 食品	認証/登録等の失効 英国法人が代理人等の地位喪失 EU市場向け販売の停止	✓ CEマーク等、規制対象製品の取り扱い有無の確認 ✓ 英国の認証/英国事業者への依頼判明時は体制を変更
税務 配当等への源泉税	英法人向け配当等に源泉税賦課	✓ ニカ国間租税条約等に基づく影響の試算
ヒト 従業員の雇用/ビザ	EU市民の雇用難	✓ 従業員の在住資格の確認 ✓ 人材採用計画への反映
知財/法務 個人情報保護	個人情報のEU外への移転制限	✓ データ移転契約の締結 ✓ 英国代理人の変更
交通/輸送 交通/輸送 運転免許	国際鉄道/航空便等の運行停止 EU内で英国免許証が無効化	✓ 原材料調達/製品輸送や出張への影響確認・代替手段検討

(出所) 英国政府・欧州委員会の発表文書、JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

危機対応を越えて

離脱協定が締結されて英国が円滑にEUを離脱できた場合でも、移行期間終了後の将来関係の議論は容易に進展しない可能性が高い。この場合、各企業はさらに中長期的に対応を検討していくこととなるが、先述の危機対応準備作業はその基礎材料となる。

日系企業のなかには、買収等の進出経緯や日本との時差のために欧州事業運営を現地スタッフに任せ、本社側で細部を把握していない事例も散見される。新興国と異なり欧州では運営が安定的なため介入しない方針としているものの、実はガバナンスが気になる、と打ち明ける企業も少なくない。本件の対応検討は、海外子会社管理の強化に向けた実態把握に利用できる可能性もある。

また、ブレグジット以外にも、日本の外国子会社合算税制の改正や欧州主要国の法人税率引き下げ、日EU経済連携協定の締結等、欧州事業に影響を与える変化が最近は多く生じている。EU域内でも近年は自動車業界を中心に中東欧が生産地として注目を集めており、新たな生産拠点の設置を検討する企業もある。これらの環境変化を踏まえ、欧州地域の中長期的な事業戦略を改めて見直す好機と捉えることもできるのではないか。実際、ブレグジットの影響も視野に入れ、欧州地域の販売強化や事業部組織の見直しといった自社の経営課題の解決を図る企業も見られるようになってきた。

現在、霧深い英国の将来像に目を凝らしても、見通すことは難しい。ブレグジット対応については視点を变えて地域全体を鳥瞰し、欧州事業の棚卸しの機会と捉えた「攻め」の観点での活用も提言されよう。

途上国の開発課題をビジネスチャンスに ～SDGsを企業価値向上のツールとして活用する～

独立行政法人国際協力機構 (JICA) 民間連携事業部 次長 小西 伸幸氏



SDGs (持続可能な開発目標) を巡る動き

2015年9月、日本を含む193の国連加盟国の賛同により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」。先進国を含むすべての国を対象にして、教育や医療のみならず、都市問題、エネルギー、工業化、気候変動、農林水産資源、格差是正、ジェンダー平等、平和構築など極めて多岐にわたる課題を取り上げている。これら人類共通の課題を、「誰一人取り残されない」の理念の下、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals=SDGs)として17の目標、169のターゲットを掲げ、2030年までの解決を目指している。開発といえば、途上国社会の支援を想起しがちであるが、SDGsは途上国だけでなく、先進国を含む全世界を対象にしており、17番目の目標(パートナーシップで目標を達成しよう)にあるとおり、その担い手は公的機関のみならず、企業や教育機関も含めたすべての組織、すべての人の参画が期待されている。

日本国内においても内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚から成る「SDGs推進本部」が立ち上げられ、日本政府として国内での実施と国際協力の両面でSDGs達成のための活動を推進している。2018年6月に発表された「拡大版SDGsアクションプラン2018」^{*1}では、世界に発信・展開する日本の「SDGsモデル」として、①SDGsと連動する「Society 5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント、の3点を柱に据えている。これらの柱の下、日本社会が抱えるさまざまな課題解決に向けた活動とともに、科学技術イノベーションの推進や質の高いインフラ整備、防災、医療・介護・健康課題、エネルギー、環境などさまざまな地球規模課題、世界に共通する社会課題への国際的な取り組みへの協力を、日本社会経済の成長の視点とともに盛り込んでいる。

SDGsを推進する日本経済界の取り組み

こうした中、日本の経済界においてもSDGsに積極的に取り組む動きが出ている。日本経済団体連合会(経団連)はSDGsをふまえ、企業倫理や社会的責任には十分配慮しつつ、それらを超えて持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う企業経営、経済成長と社会的課題の解決を両立させた企業経営を目指すべく「企業行動憲章」を改定した。日本証券業協会も「SDGs宣言」を発表し、証券市場が有する資金調達・供給機能を通じて、社会課題の解決を目指すことをうたっている。こうした企業の経営にSDGsを取り込む動きは、個々の企業においても徐々に浸透しつつある。

SDGsへの貢献につながる動きとしてESG投資がある。売上高や利益などの財務指標にとどまらず、地球温暖化や生物多様性に配慮した企業活動(環境=Environment)、ジェンダー配慮やCSR(企業の社会的責任)といった社会貢献活動など(社会=Social)、そして法令遵守や情報開示などの企業統治(ガバナンス=Governance)という3つの観点から企業を選別し、優先的に投資を行うものである。企業への投資は、収益のみならず、持続可能な国際社会づくりに貢献する企業が、結局は企業の持続的成長や中長期的収益につながり、財務指標からは見えにくいリスクを排除できるとの発想に基づいており、欧米の機関投資家を中心に企業の投資価値を測る尺度として普及している。

近年日本においても、年金積立金管理運用独立行政法人が、運用を委託する金融機関に対してESGを考慮した投資を求めるとともに、国内株式に対して「ESG指数」を採用し、指数会社がESGの観点から設けた基準に沿って評価が高かった銘柄を組み入れる「ポジティブ・スクリーニング」によるESG投資を行っている。

また日本政策投資銀行は、同行独自の評価システムにより、環境問題への対応や災害発生時の事業継続性への準備、従業員への健康配慮への取り組みにつき優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて有利な融資条件を設定する評価認証型融資を導入している。このように日本社会においてもESGに取り組む企業が、資金調達で有利になる環境が醸成されてきており、ESGをはじめとするSDGsへの積極的な取り組みは中長期的な企業価値の向上につながっていく。

JICAによる民間企業との協働^{*2}

JICAは途上国への政府開発援助(ODA)を実施する日本政府機関であり、前身の組織から数えると60年以上の歴史を有する。この間、個々の事業実施にあたっては、日本国政府と途上国政府との間での条約や国際約束に基づく活動を行ってきた。しかしながら、昨今の途上国における開発ニーズ、資金ニーズは膨大になっている。アジア開発銀行の報告^{*3}によれば、2016年から2030年までのアジアのインフラ整備需要は26兆米ドル、年間1.7兆米ドルと試算されており、この年間1.7兆米ドルは同行が2009年に予測した7,500億米ドルの2倍になっている。その一方で、現状の年間インフラ投資額は8,810億米ドルに満たないとも述べている。また経済協力開発機構(OECD)の統計^{*4}で、2000年から2015年までの途上国への資金の流入につき、ODA資金と非ODA資金等との実績比較が発表されているが、この間に途上国に流入する資金が2倍以上に増える一方で、ODA資金の占める割合が限定的であることを示している。

翻って日本国内の動きに目を向けると、中小企業等海外展開支援大綱、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラパートナーシップなど、2010年代初めから中小企業を含む民間企業の海外展開を支援し、日本の経済発展を推進する政府の施策が次々に打ち出された。また2015年には、従来JICAが基盤としてきた日本政府の「政府開発援助大綱」が見直され、民間企業を含む多様なアクターとともに途上国の開発に取り組むことを盛り込んだ「開発協力大綱」が定められた。

これらの状況を背景として、JICAは2010年代初め以降、途上国社会の発展のため、従来の円借款や無償資金協力事業、技術協力事業に加え、途上国での民間企業の活動と協働するさまざまなスキームを段階的に開始した。具体的には、図表にあるとおり、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」として、日本の企業が途上国の社会課題解決に貢献するビジネスを検討するための活動を支援させていただいている。企業が、途上国の基礎的な情報収集・分析をする活動(基礎調査)、製品・技術・サービスの途上国での商品化の可能性

図表. JICAの民間企業との主な連携スキーム(JICAのホームページから抜粋)



を検討したり、ビジネスプランを作成する活動(案件化調査)、そして製品・技術・サービスの商品としての事業性を検証する活動(普及・実証・ビジネス化事業)に対して、JICAは企画競争を経て業務委託契約により協働している。

また海外投融資事業として、企業が途上国で実施する開発事業に対して、直接、融資または出資をしている。融資・出資ともに、ODAの実施機関であるJICAによるスキームであり、譲許性の高い金融事業となっている。さらには事業の円滑な実施や途上国側関係者の能力向上などの活動を、投融資事業に加えて技術支援としてJICA自身の予算により付加的に実施することもある。さらには、途上国政府が実施するインフラ事業に事業権を獲得して参入しようとする企業のために、事業化調査の実施支援も行っている(協力準備調査(PPPインフラ))。

JICAとともに途上国の開発課題に取り組む“パートナー企業”

2010年初頭以来、JICAは既述のスキームを使って多くの企業と協働してきた。一例として、バングラデシュの貧困層を対象に、ICT(情報通信技術)とAI(人工知能)を駆使した遠隔医療診断事業に取り組んでいる企業がある。バングラデシュでは、食生活や生活習慣に起因する心臓病、糖尿病などの非感染性疾患が増加する一方で、医療機関・医療人材が不足しており、さらには貧困層では医療費支払い能力が不足している。こうした課題に対し、東京大学発のベンチャー企業である株式会社miupは、コニカミノルタ社の協力を得て、AIを活用し貧困層でも利用可能な安価な健康診断サービスの展開を検討中である。具体的には、問診や採血等、簡易な検査結果をもとにAIが高リスク患者を抽出し、高リスク患者のみ精密検査を受ける。最初の健診は簡易な検査のみとし、費用を抑えるモデルである。同社は事業化検証にJICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を活用している。



バングラデシュでのmiup社の活動(コニカミノルタ社提供)



フィリピンで水道事業を展開するマイニラッド社の活動(マイニラッド社提供)

またフィリピンの上水事業ではJICAの融資事業が活用されている。マニラで水道事業を展開するマイニラッド社には日本の総合商社丸紅も出資している。現地の人々に確実に安定して水を提供するとともに、無収水対策による収益向上にも取り組んでいる。JICAは融資事業のほか、丸紅の融資申請前の事業化調査を協力準備調査(PPPインフラ)で支援し、さらには融資実行後にマイニラッド社の能力向上のための技術支援も実施している。また本事業はみずほ銀行を含む邦銀との協調融資事業でもあり、日本の金融機関との協働による日本企業の海外PPP事業進出を支援する好事例ともいえる。

企業価値向上のためにSDGsの活用を

企業による社会開発への取り組みといえば、CSRを想起する向きも多いかも知れない。しかしながらSDGsへの取り組みは、企業によるボランティア事業もさることながら、企業本来のビジネス、すなわち本業を通じて社会課題の解決に貢献することがより重要である。限られた資源によるCSRではなく、本業を通じ

た取り組みにより、より大規模でより長期的な効果が期待できるからである。CSRをエントリーポイントとして、そこからビジネスチャンスを見つける方策もある。

SDGsへの取り組みにより企業価値を上げる取り組みは難しいことではないかも知れない。大企業のみならず、中小企業でもSDGsに取り組んでいる事例はある。たとえば金沢に拠点を置く、使用済み自動車や自動車部品のリサイクル・輸出販売を手がける会宝産業株式会社は、地方の中小企業ながら、経営者の強いイニシアチブのもとSDGsに強くコミットし、その企業価値を高めている。ポイントは企業の経営陣が自社をどのような組織にするか、社会の開発に貢献する企業として経営し成長させる意思があるかどうかであり、それ次第でその企業の社会的価値は大きく変わる。そのために自社の企業活動をレビューし、SDGsに掲げられた17の目標、169のターゲットのどこに関連しているか、今後、どこに関連づけて会社経営、ビジネスに取り組んでいくかを明らかにし、会社を挙げて推進していくことである。その取り組みが途上国の開発課題解決に貢献するのであれば、JICAはパートナーとして積極的に協働させていただく所存である。

*1 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai5/siryou1.pdf>

*2 https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

*3 <https://www.adb.org/ja/publications/asia-infrastructure-needs>

*4 https://public.tableau.com/views/Non-ODAflows/ResourceReceipts?:embed=y&:display_count=no?&:showVizHome=no#1

小西 伸幸 氏 プロフィール

東京大学卒業後、日本電気株式会社(NEC)の人事勤務グループ勤務を経て、1995年に独立行政法人国際協力機構(JICA)に入構。開発途上国支援のためのプロジェクト形成・監理に携わる。主に職業訓練や工学教育分野を担当。3回のタイ駐在を含め東南アジア地域での業務経験が長い。東南アジアでは大学と産業界の産学連携促進の活動にも携わる。現在は途上国の開発課題解決のため、民間企業との連携活動に注力し、JICAが出資する企業の社外取締役等も務める。

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言:みずほグローバルニュース(以下、「本誌」)記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権:本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責:本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかにかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成:みずほ銀行 国際戦略情報部

お問い合わせ先

くわしくはお取引店または下記まで

e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

(2018年12月10日現在)